

様式第10号(第6条関係)



令和4年12月13日

南相馬市議会議長

会派名 無会派(公明党南相馬市議員団)  
代表者名 志賀 稔宗

令和4年度政務活動費収支報告書

南相馬市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定に基づき、別紙のとおり、令和4年度政務活動費収支報告書を提出します。

別紙

令和4年度政務活動費収支報告書

会派名 無会派(公明党南相馬市議員団)

1 収入

(単位：円)

項目	金額	備考
政務活動費	160,000	
預金利子		
会派負担金	1,563	
合計	161,563	

2 支出

(単位：円)

項目	金額	備考
調査研究費	142,263	調査研究・研修 (4/20~21, 7/26~28)
研修費		
広報費	19,300	議会報告チラシ印刷代
広聴費		
要請・陳情活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
人件費		
事務所費		
合計	161,563	

(注) 1 備考欄には、主たる支出の内訳を記載すること。

2 会計帳簿の写し及び領収書等の証拠書類の写しを添付すること。

3 残金

0 円



政務活動費 旅費領収明細表

無会派 志賀稔宗 (単位 円)

氏名	旅費内訳		その他	合計	受領印	摘要	領収書No.等
	運賃等	宿泊料					
志賀 稔宗	23,040	14,800		37,840		①運賃：貸切バス代 ②宿泊料（4/20 東京都千代田区：甲地方） 14,800円×1泊 ⇒宿泊料は、南相馬市職員等の旅費に関する条例・規則に基づき定額支給	No.1
計	23,040	14,800	0	37,840			

# 領収書等添付用紙

(単位:円)

支出項目	<input checked="" type="checkbox"/> 調査研究費	<input type="checkbox"/> 会議費
	<input type="checkbox"/> 研修費	<input type="checkbox"/> 資料作成・購入費
	<input type="checkbox"/> 広報・公聴費	<input type="checkbox"/> 人件費・事務所費
	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費	
支出内容	調査研修(令和4年4月20日~21日 東京都千代田区 衆議院議員会館)に係る貸切バス代	
支出月日	令和4年5月2日	
支出額	23,040円	

## 領収証

志賀 稔宗 様

No 007935

金額	¥ 23,040 -
----	------------

但し 460 / 貸切バス代

令和 4 年 5 月 2 日 上記正に領収いたしました

収 入  
印 紙

内訳

現金	✓
小切手	

税抜金額

消費税額等 (%)



- 本社 〒975-0071 福島県相馬市原野字庚塚346-1  
TEL. 0244-23-2064 FAX. 0244-22-3019
- 双葉営業所 〒979-1401 福島県双葉郡双葉町大字中野字高田1番地1  
TEL. 0240-23-7677 FAX. 0240-23-7678
- 宮城営業所 〒981-1523 宮城県五戸市南賀字西74  
TEL. 0224-63-3810 FAX. 0224-63-3820

扱者印



# 領収書等添付用紙

(単位:円)

支出項目	<input type="checkbox"/> 調査研究費	<input type="checkbox"/> 会議費
	<input type="checkbox"/> 研修費	<input type="checkbox"/> 資料作成・購入費
	<input checked="" type="checkbox"/> 広報・公聴費	<input type="checkbox"/> 人件費・事務所費
	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費	
支出内容	会派合同会報印刷代	
支出月日	令和4年5月11日	
支出額	19,300円	

No. \_\_\_\_\_


領収証 公明党南相馬市議団 様

<b>金額</b>	百万	9	千	1	9	3	0	0	円
-----------	----	---	---	---	---	---	---	---	---


但し 議会報告チラシ印刷代代と

令和 4 年 5 月 11 日 上記金額正に領収致しました。

現金	
小切手	/
手形	/
税抜金額	
消費税額	



**有限会社 双葉クリエイティブ**  
 代表取締役 柝久保 宗一  
 〒975-0014  
 福島県南相馬市原町区西町一丁目38番地  
 TEL 0244-26-9780  
 FAX 0244-26-9781





南相馬市議会

# 友和会・尚友会・公明党 — 安全・安心で活力あるまちづくり — 合同会報

令和4年4月17日発行

## ごあいさつ

東日本大震災から11年。その後の台風災害、新型コロナウイルスの感染拡大、そして昨年2月の地震に加え3月16日に発生した福島県沖地震…等、次から次へと続く災害により心身ともに疲弊されている方が多いと思います。

先ずは、今回の地震により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。我々、友和会、尚友会、公明党南相馬市議団の議員11人は、今後も皆様方に寄り添いながら精力的に議員活動を展開していく所存です。

本会報では、主に3月定例会及び臨時議会の内容についてまとめました。ご一読いただければ幸いです。

結びに、春爛漫の季節となりましたが、皆様方の更なるご健勝とご多幸をお祈り申し上げ、ごあいさつと致します。



## 令和4年度当初予算の主な概要

### 政策の柱1 教育・子育て

#### 新規 学校給食費無償化事業補助金

1億7,850万円 (学校教育課)



市では  
北日本初

子どもの健やかな成長に向け、保育園・幼稚園小学校・中学校を通じた給食費無償化を実施するもの。

#### 新規 はぐパパ応援育児取得促進奨励金

775万円 (こども家庭課)

子どもと育む時間・家庭と過ごす時間創出に向け、「男性の育児参加応援」と「女性の就業継続・キャリアアップ促進」を図るもの。

#### 新規 小高区魅力ある教育推進事業

883万円 (学校教育課)

魅力ある「外国語教育」と「プログラミング教育」を新たに教育課程で実施するもの。

### 政策の柱3 産業・仕事づくり

#### 拡充 鳥獣被害防止緊急対策事業

2億1,205万円 (農政課)

「鳥獣捕獲専任員を5人から10人へ倍増」と「サルの多頭捕獲や浪江町との連携」を図るもの。

#### 新規 フロントパーク・飯崎産業団地整備事業

2億5,152万円 (商工労政課)

小高に新しい産業団地を造成し「雇用の創出」と「移住・定住」の促進を図るもの。

- ・南相馬市のさらなる復興。「居住人口の増加と地域経済の活性」へ。
- ・フロントパーク(小高復興産業団地 国道6号沿い約20ha)と飯崎産業団地(旧金房小敷地等約4ha)を整備するもの。

#### 継続 消費喚起応援事業

1億3,000万円 (商工労政課)

- 令和3年度に続き実施。消費拡大へ。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、落ち込んでいる市内経済の回復を図るもの。



### 政策の柱2 健康・医療・福祉

#### 新規 BMIアンダー25推進事業

2,832万円 (健康づくり課)

無理なく健康的に続けられる減量の取組を支援するもの。

#### 新規 卒煙推進事業

78万円 (健康づくり課)

「健康増進」と「受動喫煙の軽減」を図るもの。

#### 拡充 寄附講座設置事業

6,376万円 (健康づくり課)

大学との連携により地域医療人材を強化し、医師4人を招聘

- ◎派遣先
- ・国立大学法人広島大学病院から市立総合病院へ(消化器内視鏡医学講座)
- ・公立大学法人福島県立医科大学から市立総合病院附属小高診療所、大町病院、ほりメンタルクリニックへ(災害医療支援講座)

### 政策の柱4 都市基盤・環境・防災

#### 拡充 簡易舗装事業・帰還再生生活道路舗装事業

7,704万円 (土木課)

震災前に地域要望のあった箇所を含め、未舗装道路の簡易舗装工事を実施するもの。

#### 拡充 消防団員費/非常備消防一般経費

9,497万円 (危機管理課)

- ・地域の消防防災体制の中核的役割を果たす存在の消防団は全国的にも減少している。また近年、特に風水害を中心とする災害が多発化・激甚化しているため、消防団員報酬等を見直し、消防団の処遇改善を図るもの。

- ①団員年額報酬見直し 班長 37,000円 → 46,500円  
団員 27,000円 → 36,500円
- ②出勤報酬の創設 日額 8,000円
- ③災害出動時適用の消防団員マイカー保険加入

大  
幅  
な  
改  
善

### 政策の柱5 地域活動・行財政

#### 新規 地域電子回覧板実証事業

245万円 (総務課)

市内初!回覧物も「紙」から「電子・タブレット」へ

#### 新規 鹿島区事業構想プロジェクト研究事業

1,683万円 (鹿島区地域振興課)

事業構想大学院大学との連携の下、鹿島SA等の集客力を有する施設や地域資源を生かした地域活性化策の検討を実施するとともに、変化が激しい予測困難な状況において、事業や解決策を提示できる人材を地域で育成するもの。

ロシアによるウクライナ侵略を強く非難し断固抗議する決議が全会一致で可決（一部抜粋）

ロシアのプーチン政権によるウクライナへの侵略は、国連憲章に違反し国際社会の平和と安全、秩序を著しく損なう暴挙であり断じて許すことはできない。すでに先制攻撃により、何の非もなく日常生活を送っていた多数の民間人を含む人々の命が奪われている。（中略）

日本政府は、日本国憲法が掲げる平和主義のもと、国際社会の恒久平和を世界に訴えつつ、ウクライナの主権と領土の一体性、独立を支持することを改めて表明するとともに、唯一の被爆国として、ロシア大統領の核兵器使用を示唆する発言と行動の撤回を強く求めながら、国際社会と緊密に連携しつつ、毅然たる態度でロシアに対して制裁措置の徹底及び強化を図り、無条件でのロシア軍の撤退を求めるよう要請する。

※なお市議会では、3月29日にウクライナ人道危機救援金として20万円を国連難民高等弁務官事務所に送金しました。

合同会派では、市長に対し以下2点について要望書を提出しました

I. 3月16日発生の地震による被害箇所の早期復旧・生活再建のための手厚い支援を！

1. 激甚災害の指定

これまでの度重なる被災から、社会的インフラの損壊、倒壊及び倒壊の恐れのある家屋が多数あることから、激甚災害の指定を国へ要請すること。

2. 社会インフラの早期復旧

地震により損壊した道路、橋梁等を早期に復旧すること。

3. 被災者への手厚い支援

地震により住宅が倒壊する等、著しい被害を受けた被災者の住宅修理・解体等の支援金を拡充すると共に早期に支払うこと。また福島県に対し、被災者生活再建支援法の適用を要請すること。

4. 共同墓地災害復旧事業補助金の拡充

一般の地震で共同墓地が激しく損壊していることから、共同墓地災害復旧事業補助金を拡充すること。

II. 原子力災害被災地域における医療・介護保険料等減免措置の見直しに係る国への意見・要望について。

今般、国が提示した見直し案により、医療費等の負担増に伴う受信控え等が懸念されることから、高齢者をはじめとした被災市民のヘルスケア等、健康への支援対策の制度創設、及び財政支援の充実を図るよう国に対して要請すること。



3月16日発生の福島県沖地震に対する市の対応等（一部抜粋）

1. 地震の発生状況等

発 生：令和4年3月16日 23時36分  
マグニチュード：7.4  
場所及び深さ：福島県沖 深さ57km  
震 度：6強 南相馬市

2. 住宅被害（令和4年4月7日時点）

申請件数：2,880件（住家2,213件、非住家667件）  
内訳（鹿島区受付：1,804件、原町区受付：903件、小高区受付：173件）

3. 道路・水道施設・市営住宅等損傷等：292件

市道通行止め路線：3路線

4. ため池・林道・施設・農地・水路等：72件

5. 避難所開設等

最大避難所数：4か所  
最大避難者数：627人

6. 家庭からの災害ごみ撤入（令和4年4月7日時点）

申請件数：1,958件  
内訳（鹿島区受付：1,151件、原町区受付：694件、小高区受付：113件）

7. 物資配布状況

①ブルーシート 配布世帯数：5,876世帯 配布枚数：11,745枚  
②土のう袋 配布世帯数：6,480世帯 配布枚数：32,398枚  
③飲料水（ペットボトル）配布状況  
場所：鹿島生涯学習センター  
配布世帯数：36,760世帯 配布本数：147,040本

8. 入浴施設の開設状況（令和4年3月27日時点）

利用開始 令和4年3月17日（入浴施設は3月27日で利用終了）

3月30日に臨時議会が開催され、地震にかかる全ての議案が全会一致で可決されました。

【事業名】一部損壊住宅等修理支援事業補助金

【内 容】令和4年3月16日福島県沖地震により被災した、市民の生活の安定を図るため、応急修理制度の対象とならない一部損壊の住宅被害が生じた世帯に対し、住宅や納屋、物置、塀などの、建築物等の修繕のための補助金を交付するもの。

【対 象】修繕工事費5万円以上の世帯

【補助金額】工事費の1/2（下限2万5千円、上限20万円）

（拡充内容）

【補助金額】下限100千円を25千円、上限150千円を200千円へ拡充

【補助対象】住宅のみに加えて、住宅及び建築物等（納屋、物置、塀等）へ拡充

【補助条件】(1) 住宅と同一敷地内にある附属建物（蔵・納屋など）、物置、カーポート、フェンス、門、塀のみの修繕は対象外。  
(2) 他制度との併用は不可

【事業名】災害見舞金

【内 容】令和4年3月16日福島県沖地震により被災した、下記のいずれかに該当する世帯に対し、災害見舞金を支給する。

【対 象 者】半壊、大規模半壊、全壊のり災証明書が交付された世帯

【支 給 額】全壊世帯10万円+1人あたり2万円  
半壊世帯5万円+1人あたり1万円

【事業名】住宅応急修理事業

【内 容】令和4年3月16日福島県沖地震により被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に欠かせない部分について、応急的な修繕に対し費用を負担する。

【対 象 者】住家が準半壊、半壊、大規模半壊、全壊となった世帯

【費用の限度額】一世帯当たり半壊以上 上限59万5千円  
準半壊 上限30万円

新型コロナワクチン接種状況（集団接種・巡回接種分）

集計期間：令和3年12月25日～令和4年4月4日

	対象者① (市内で2回接種済者数)	接種者数②	②/①(%)
65歳以上高齢者 (3回目)	20,958	19,501	93.0%
	接種者数の内訳：ファイザー57.4% モデルナ42.6%		
18歳以上64歳以下 (3回目)	26,142	22,091	84.5%
	接種者数の内訳：ファイザー48.9% モデルナ51.1%		
総 数	47,100	41,592	88.3%
	接種者数の内訳：ファイザー52.8% モデルナ47.2%		

	対象者① (動向表において「接種済み」と判定した方)	接種者数②	②/①(%)
小 児 接 種 5歳～11歳 (1・2回目)	1,320	828	62.7%
	接種者数の内訳：ファイザー100%		

※医療従事者（先行接種者）は、対象者数及び接種者数に含まれていません。  
※対象者数及び接種者数は、市外からの避難者を含みます。

小児（5～11歳）の新型コロナワクチンの接種

現在、市では小児（5～11歳）の新型コロナワクチン接種を実施しています。

対象は、事前に行った意向調査で「希望する」と回答された方で、3月22日から学年ごとに日時を指定し、保護者立ち合いのもとで接種を進めています。


ワクチン3回目未接種の方に向けたご案内

3月26日に集団接種が終了しましたが、市民の皆様への感染防止、感染時の重症化防止の観点から、未接種となっている方を対象に、接種の機会を調整しています。未接種の方は、是非ご検討をお願い致します。



政務活動費 旅費領収明細表

無党派 (公明党南相馬市議団) 志賀稔宗 (単位 円)

支出内容		令和4年7月26日～7月28日 (研修先: 熊本県熊本市、福岡県北九州市) (プラスチックごみ削減の事業内容について 他)					
氏名	旅費内訳		その他	合計	受領印	摘要	領収書No.等
	運賃等	宿泊料					
志賀稔宗	74,270	28,100		102,370		①航空運賃及び貸切バス代 ②宿泊料 (7/26 長崎市: 乙地方) 13,300円 × 1泊、(7/27 福岡市: 甲地方) 14,800円 × 1泊 ⇒②宿泊料は、南相馬市職員等の旅費に関する条例・規則に基づき定額支給	
(車賃)			838	838		走行距離136km (本市⇄仙台空港往復) × @37円 × 2台分 = 10,064円の1/2分の1	自家用車利用証明書添付 (尚友会、友和会、中川庄一議員との合同研修による乗り合わせ及び費用按分)
(駐車場代)			300	300		領収書添付 3,600円の1/2分の1	
(手土産代)			915	915		領収書添付 菓子折り 3ヶ分11,000円 (税込) の1/2分の1	
計	74,270	28,100	2,053	104,423			

# 領収書等添付用紙

(単位: 円)

支出項目	<input checked="" type="checkbox"/> 調査研究費	<input type="checkbox"/> 会議費
	<input type="checkbox"/> 研修費	<input type="checkbox"/> 資料作成・購入費
	<input type="checkbox"/> 広報・公聴費	<input type="checkbox"/> 人件費・事務所費
	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費	
支出内容	視察研修(令和4年7月26日~28日 熊本県熊本市、福岡県北九州市)に係る交通費(航空運賃及び貸切バス代)	
支出月日	令和4年8月19日	
支出額	74,270円	

## 領 収 証

志賀 稔宗 様

No.

4年 8月 19日

金 74,270

(内 消費税 % 円)

上記の金額をたしかに受領いたしました。

内訳

交通費

福島県知事登録 第3-134号

株式会社 相馬観光ツーリスト

〒975-0031 南相馬市原町区錦町1-127-1

TEL (0244) 24-5600

FAX (0244) 24-5700



令和4年度 政務活動費 調査研究に係る自家用車利用証明書

車賃 37円/km(南相馬市職員等の旅費に関する条例第17条)

年月日	目的	発	目的地1 (所在地)	目的地2 (所在地)	目的地3 (所在地)	着	自家用車(37円/km)		運転手名	乗者人数	備考 (車両の所有者など)
							走行距離 km (整数、端数切捨)	算定額 (走行距離×37円)			
R4.7.26	視察研修 (南相馬市→仙台空港までの移動)	南相馬市	/	/	/	仙台空港	68km	2,516円	高橋 真	6人	高橋 真
R4.7.26	視察研修 (南相馬市→仙台空港までの移動)	南相馬市	/	/	/	仙台空港	68km	2,516円	中川 庄一	6人	中川 庄一
R4.7.28	視察研修 (仙台空港→南相馬市までの移動)	仙台空港	/	/	/	南相馬市	68km	2,516円	高橋 真	6人	高橋 真
R4.7.28	視察研修 (仙台空港→南相馬市までの移動)	仙台空港	/	/	/	南相馬市	68km	2,516円	中川 庄一	6人	中川 庄一
			( )	( )	( )		km	円		人	
計							272km	10,064円			

研究研修費、調査旅費で支出する場合に記録するものです。

- ①その都度記録し、事務局へ一旦提出願います。
- ②収支報告書提出時に、会派名、証明者名を記載して一緒に添付願います。
- ③目的地が4以上の場合、2行に分けて記載してください。
- ④私的な用務が行程にある場合は、それに係る走行距離数は除いてください。

令和4年7月29日

上記のとおり相違ないことを証明します。

友和会、尚友会、無会派 志賀稔宗、無会派 中川庄一 合同研修

会派名	友和会	尚友会	無会派(公明党南相馬市議員)	無会派
代表者名	今村 裕	太田 淳一	志賀稔宗	中川庄一
経理担当者名	菊地 洋	平田 武	志賀稔宗	中川庄一

# 領収書等添付用紙

(単位:円)

支出項目	<input checked="" type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 資料作成・購入費 <input type="checkbox"/> 広報・公聴費 <input type="checkbox"/> 人件費・事務所費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費
支出内容	視察研修(令和4年7月26日~28日 熊本県熊本市、福岡県北九州市)に係る駐車場代
支出月日	令和4年7月28日
支出額	300円(3,600円の12分の1)

領 収 証

友和会他 合同会派 様      4 年 7 月 28 日

---

一 金      3,600 円也

但      2台台とて

上記正に領収いたしました

**有限会社 三 英 駐 車 場**

宮城県名取市下増田字小沼28-3  
 仙台空港前      TEL 022 (384) 6062  
 24時間営業      FAX 022 (382) 7244



# 領収書等添付用紙

(単位:円)

支出項目	<input checked="" type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 資料作成・購入費 <input type="checkbox"/> 広報・公聴費 <input type="checkbox"/> 人件費・事務所費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費
支出内容	視察研修(令和4年7月26日～28日 熊本県熊本市、福岡県北九州市)に係る手土産代
支出月日	令和4年7月25日
支出額	915円(11,000円の12分の1相当)

